

平成19年3月31日に播磨北小学校を廃止します

単学級の解消と児童数の大幅な減少に対処するために



播磨北小学校全景

播磨北小学校の廃止問題につきましては、8月10日に教育委員会が廃止を決定しました。その内容につきましては「教育委員会だより」でお知らせし、「広報はりま10月号」では、町町議会臨時会で、町は議会に対して「播磨町立学校設置条例の一部を提案し、原案の通り可決されました。これにより播磨北小学校この議会で町長が述べた提案理由を住民の皆さまにお伝えしま

会が廃止を決定しました。その内容につきましては「教育委員会だより」でお知らせし、「広報はりま10月号」では、町町議会臨時会で、町は議会に対して「播磨町立学校設置条例の一部を提案し、原案の通り可決されました。これにより播磨北小学校この議会で町長が述べた提案理由を住民の皆さまにお伝えしま

児童期は一人の人間の一生の中で相当の順応性を持つていくものと思えます。さらに視点を変えてみるなら、児童の育成は学校のみが負うものではありません。本町の児童が健全に育つためには、住民あげての考えに基づくものでなければなりません。そうした意味からも、廃校後の校舎等施設利用は、全町の児童の健全な育成のためにも、これが大きく貢

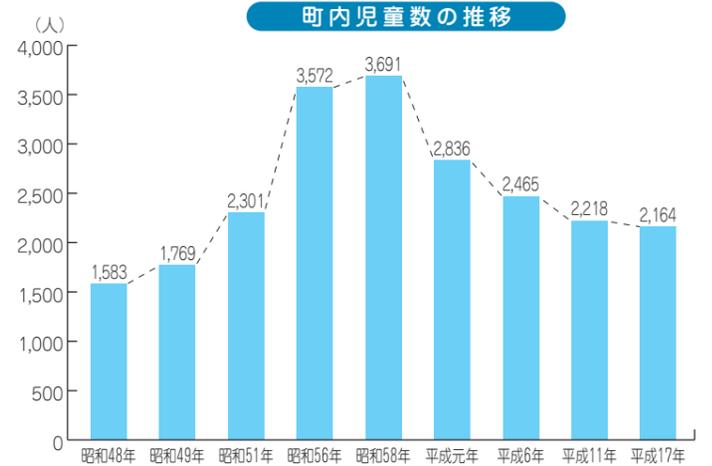
て、小規模校(単学級)は避けるべきだと考えます。その理由として、今後少人数指導や習熟度別指導など、多様性のある教育をするにしても相応の学校規模が望まれます。

住民全体で児童の健全な育成を

さらに加えて、本町は、行政面積の小さいまちです。どの学校に通学しても児童にとって比較的負担は小さいと考えます。学校教育とは、学校生活を通じて人間の基盤を培う場であり、確かな学力を身に付ける場でもあります。

議会への提案説明

議案第67号播磨町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をいたします。本条例制定の趣旨は、あらかじめご承知のとおり、播磨北小学校廃校に関する条例改正であります。播磨北小学校の廃校につきましては、本年8月10日町教育委員会定例会においてこれが決定されました。この決定を受け、本職と



学校園の教育水準の向上を目指して

教育長 大辻 裕彦

教育委員会は、播磨町の少子・高齢化が徐々に進行している中で小学校の適正規模化を図るため、去る8月10日の定例教育委員会で播磨北小学校の廃止を決定し、その後、10月31日の播磨町議会臨時会で「播磨町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定」が可決されましたことをもとに、次のような取り組みを積極的に推進していきます。

まず第一に、すでに「教育委員会だより」でお知らせしています「播磨北小学校の廃止に関する9項目」の取り組みを中心に、播磨北小学校に在学している児童の将来に希望をもたせるような教育的配慮について早急に実現していきます。

第二としては、適正規模化された町内4小学校の教育水準を向上させるために次のような取り組みを進めます。

(1) 少人数指導による「より確かな学力」の定着

- 一人ひとりの子どもたちの習熟度や興味・関心を重視した授業ができるようにカリキュラムや教材、指導方法を重視した授業ができるようにカリキュラムや教材、指導方法などの工夫
- 指導の個別化を図り、一人ひとりの子どもに合ったよりよい学習習慣を身につける工夫

(2) 適正規模化された学校でより豊かな心を育む教育を実現

- 学校生活を豊かにするための教育環境の改善
- 広い範囲で地域社会の自然や多くの人々とのふれあいの機会を取り入れた学習の工夫

(3) 時代の変化に即した力を身につける教育の実現

- 読書習慣を身につける教育や低年齢からの外国語教育の実現
- 情報教育やキャリア教育の充実

以上のような取り組みから積極的に進めていきます。

最後に、播磨北小学校を廃校するに、さまざまな理由を申し上げましたが、児童に対して精神的負担も含めて、それ相応の対応をしなければなりません。本職としても、また教育委員会としても、その責任を十分果たしてまいりたいと思っております。

以上、本件について提案の説明をさせていただきます。

しかし、今後における児童の健全な人格形成のための教育的観点でも、また本町の行財政運営上も極めて重要な案件であります。よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りたくお願い申し上げます。

今後においても減少化が進む中で、どう考え、処し

また、別の考え方として、地方自治法第10条第2項にも規定されていますが、「住民は、その属する普通地方公共団体の役務(サービス)の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」となっております。すでにご承知の通り本件で申し上げますと、北小学校の経営コスト(町費負担のみ)は、蓮池小学校と比べ児童1人当たり約倍額となっております。

そのために、望ましい人間形成を目指すこれからの確かな学力の定着を考慮し

これは、昭和51年に小学校が3校となったときより少ない児童数となっております。

こうした場合から、経営の合理化もさることながら、サービスの提供も等しいといえない状態です。

また、その一つとして「単学級」を避けるということについてはあります。

昭和48年まで小学校は播磨小学校1校だけで、当時の児童数は千580人あまりでしたが、昭和49年以降、蓮池小学校をはじめ播磨西小学校、播磨北小学校、播磨南小学校を次々と開校、児童数は昭和58年のピーク時は、3千700人近くを数えました。しかし、それ以降減少し続け、現在は2千160人あまりとなっております。

また、別の考え方として、地方自治法第10条第2項にも規定されていますが、「住民は、その属する普通地方公共団体の役務(サービス)の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」となっております。すでにご承知の通り本件で申し上げますと、北小学校の経営コスト(町費負担のみ)は、蓮池小学校と比べ児童1人当たり約倍額となっております。

つまり、児童の教育的な環境を考えると、少しでも広い範囲での人間関係を体験させ、友達の拡大、葛藤、対立、忍耐など、人間の成長にかかわる経験を、度量の深い柔軟性を持った社会性を身に付ける機会を与えるために、としています。至極当然と思えます。

その理由について申し上げます。

言いかえますと、「時勢に対応する」ということでは、健康な行財政運営はできないこととなります。

次に、教育委員会が結論した考え方についてであります。

してその結論に妥当であると判断し、本条例を改正しようとするものであります。

また、別の考え方として、地方自治法第10条第2項にも規定されていますが、「住民は、その属する普通地方公共団体の役務(サービス)の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」となっております。すでにご承知の通り本件で申し上げますと、北小学校の経営コスト(町費負担のみ)は、蓮池小学校と比べ児童1人当たり約倍額となっております。

「単学級」を避けるという